

# グプタ朝(西紀四—八世紀)印度社会の一考察(下)

佐藤 圭 四 郎

【要約】グプタ時代の印度に於ける族集團の中核を成せるものは「支族」である。当時にあつては、すでに「氏族」はその原初の機能を喪い、僅かに血族表示としての姓として残存し、その族統緒の機能を支族に奪われている。支族は氏族の分解過程に現われる「小氏族」であつて、現家長を中心にして(上下各)六世代の親族を含む血族集團である。支族の内に含まれた各「家族」の財産は、支族の共同財産としての性格をもち、これに属する土地・家屋などの所有権に転移のある場合には、これに対して無限責任をもつていたと思われる支族の長が責任者として立会している。そして各家族は大体五家一組となり、数頭の牛を出し合ひ、犁を用いて共同耕作を行つたようであつて、農業統制の上からも族的結合が必要であつた。政府はこの村落共同体の組織を利用して、その成員中の有力者を通して徴税その他を行つたが、その課税の基準は毎年の収穫量に置かれ、土地に対して課せられる一定額の賦課租にあるのではない。この点ほ同時代のサーサーン朝ペルシアのそれに類似している。そして、サーサーン朝末期に、土地測量に基き一定額の地租を課する税制改革が行われ、それがイスラーム諸朝に受け継がれ、イスラーム教徒の侵入によつて印度に移入せられ、ムガル朝に於て全般的に行われたのである。

内容 緒言—一、史料—二、グプタ朝の地方統治(1)種族長 *gana* (2)郡長 (*vishayapati*)—三、村落構成員とその性格(1)持分 (*bhāga*) と享受 (*bhoga*)—(以上第三十四卷四号)—(2)家長 (*kulamūhi*) と隸屬民—(以上第三十五卷二号)—(3)氏族 (*śakā*) と支族 (*kula*)—緒語—(以上本号)

## (3) 氏族 (*gotra*) と支族 (*kula*)

グプタ朝の文書にみえる族關係を表す語としては *gotra* (氏族) と *kula* (支族) が最も普通である。まづ前者に

グプタ朝(西紀四—八世紀)印度社会の一考察(下) (佐藤)

ついで考察し、しかるのちに後者に及びたいと思う。

gotra という語は、牛 (go) を入れておく欄柵、を意味し、本来、族集団が共有する大きな牛欄を表す語であつたが、のちにはこのような族集団そのものを表すにいたつた。

先づ法典類では、この語は族集団のもつ「族名」を意味してゐる。Mn. (K, 142) に

「養子は決して実父の gotra (族名)、遺産を得べきでなす」

とあるのはその一例である。次に、このような族名をもつ

「族集団」もまた同様に gotra と呼ばれてゐる。Mn.

(K, 165) に

「嫡出子、田生子（子なき妻が合法的に夫以外の）の兩人は

父の遺産の分配をうける。しかし残りの十人〔の息子〕

（娘の息子、妻の息子、養子などの十種の息子）は、gotra (族集団) の遺産の分

配に預る」

とあるのはその一例である。そしてこのような族集団の成員が、sa-gotra 「族名をもつもの」、又はgotraja 「族集団に生れたもの」てあつて、自己の個人名を名乗るときに

は、同時にこれらの「族名」を併せ称する。グプタおよび以後の文書には、例えば、

「それらの〔土地の〕各受領者の族名 (gotra) ……個人名 (Guman) は〔次に〕記される」(I. A. 2. VII. p. 305, 143.)

のように前書きをして、被譲与者たる婆羅門その他の族名を例外なく記してゐる。例えば、

「Atreya gotra に属する……Opadhyaya の子 Survajna」(ibid. 144.)

のごときである。婆羅門は有名な聖仙 (rishi) に家系の出自を帰する慣習があり、これを「婆羅門の族名」(vaidika gotra) と称する。例えば、

「聖仙 (rishi) の第一位に在る Manava の gotra に生れた Hariti の子」(P. 1. 1. 2.)

とある Manava gotra のごときはそれぞれである。これに対して、刹帝利以下の種姓は同一血族であることを表示する共通の称呼として、「世俗の族名 (Janika gotra)」をもつ。例えば、

「優越した Triavya という大支族〔に属し〕」(中略)

Greyva gotra [「屬」] の *Naravahana* (E. I, XXIV, p. 276, II. 10-11.)

とある Greyva gotra は非婆羅の族名<sup>ヒヤナ</sup>であつて、首陀羅の「世俗の族名」であると考えられる。

そして、同一血族の表示であるこれらの「族名」をもつ族集団の成員 (gotraja 又は sagotra) は、相互に婚姻することを避ける。Yājñ. (I, 53.) に

「病氣でなく、兄弟があり、同じ聖仙の後裔でなく、gotraja (族集団に生れたもの) でなく、母方にして五世代以上、父方にして七世代以上距つてゐる女は、  
「結婚に適する」]

とあり、Mn. (III, 5) に

「父方の sagotra (家族名をもつもの) に属せらば」「少女」は、婚姻及び夫婦を行ふ祭祀のために再生族に推薦せられる」

とあるのはこのことをいふものである。

さらに、女子は結婚後も夫の「族名」<sup>ヒヤナ</sup>を名乗らず、自己の出身家族の「族名」を称する慣習が一般に行われていたようであつて、例えば

「吉祥なる皇帝 Chandragupta の娘として Dhātara [「大王」] 族名をもつ (sagotra) — (中略) — Vātakata の吉祥なる大王 Rudrasena の第一王妃たる — (中略) — Prabhāvati-gupti」 (E. I, XV, p. 41, II. 6-10.)

とあるように、グプタ皇帝 Chandragupta II の娘であつた Prabhāvati-gupti は、婚家たる Vātakata 家の族名たる Vishnuyiddha を称したが、生家である Gupta 家の族名たる Dhātara を稱してゐる。又 Gupta 家と通婚せる Narāna 皇臣 (Mahādevi) があり、類例が他にも求められる。

かかる擬制家族集団ごと「氏族」(gentes) に外ならぬ。従つて、その成員が共有せる族名たる gotra は「姓」(nomen) に相等し、氏族の構成員たる sagotra 又は gotraja は「氏族員」(gentilis) に相応する。

しかるに、かかる「氏族」としての gotra は、漸次その族集団を統轄する機能を失うに至り、「Bhāradvāja gotra (氏族) から分岐した Polavātilaka kula (支族)」

(E. I, III, p. 157, l. 1.) などともある、氏族から「分岐した」より小さい血族集団たる「支族」によつて、その族統轄の機能を奪われるに至る。即ち、初期のグプタ文書（四世紀中葉に「我々の支族 (Kula) の gotra に、より幸ひが多く、輝かしさを増すために〔この村を譲与すべし〕」(E. I, XXV, p. 46, ll. 5-6.) とあるように、「支族」の意味で使われてゐる kula と複合して、殆んど虚辞として用いられてあり、遂には「

「Bhāradvāja 氏族 (Sugotra) [に属すべし] の Pallava 家 (Kula)」(E. I, III, p. 146, l. 10.)

のように、「氏族」の意味の gotra が本来ならば用ゐらるべきところを、

「Bhāradvāja 支族 (Kula) の子孫」(E. I, III, p. 39, ll. 58-59.)

のように、「支族」の意味の kula によつてとつて代はれてゐる。

これは、氏族成員の間の結合の紐帯であつた氏族神の祭祀に於ける供養の意義が忘れられ、族的結合の単位が、漸次より小さい血縁集団である「支族」に移つて行つたことを示すものであらう。この事實をより明かならしめるため、

さらに実例について研討したい。

チャルクヤ朝の文書に、

「〔始祖 Pulakesin I の曾祖母は〕 Mānava 氏族 (Sugotra) と Hariti の子 (＝Hariti 氏族 gotra p. 17, l. 20.)

の、二の側 (dvi-pakṣa) の氏族 (gotra) の子孫たるに相應して儀礼を全うさせて、彼 (その子) を養育した」(E. A, VII, p. 214.)

と記したものが数通ある。ここに、

「二の側の、氏族 (gotra)」

とあるのは、グプタ文書に、

「〔Gupta 家 (kula) の娘はあり〕 Nāga 家 (kula) 出身の——(中略)——〔母后〕より生れ、両方の (ubhaya) 家系 (kula) の裝飾たる〔Prabhāvati-gupta〕」(E. I, XV, p. 41, ll. 6-10.)

とあるように、

「両方の、家系 (kula)」

と記されるのと殆んど同じ意味である。また Gupta 時代の譲与文書に例外なく記されている。

「我々の家系 (vamsa) に生れるであらうような王たち、

かれらによつてこの譲与は侵害せらるべきにあらざ

(C. I, I, III  
p. 127, ll. 18-19.)

とらう一句が、後代の文書では、

「〔私自身の〕家系に生れたもの (gotraja)」、或ははらつ  
れか他の「家系の」ものであつても、「この譲与せられ  
た財産に対し」恣意な欲望をなすべからず。」(E. I, III,  
p. 313, l. 5.)  
となつていて、本来「氏族に生れたもの」という意味であ  
つた gotraja が、「家系 (vanśa) に生れたもの」という  
意味に用いられてゐる。この gotra の意味する内容の變  
遷は、法典類にも見られ、例えば、Yājñ. (II, 135) に、  
「若しなにびとかが息子をもたずに死んだときは」妻、  
娘、両親、及び兄弟たち、その息子、gotraja (家系に生  
れたもの＝男系親族)、親族 (bandhu) が「順位に従つ  
て相続すべし」  
とあつて、本来「氏族に生れたもの」という意味であつた  
gotraja が、「家系に生れたもの」即ち「男系親族」を表  
してゐる。(I. Jolly, a. a. O.)  
(S. 87. 参照。)

グプタ朝(西紀四一八世紀) 印度社会の一考察(下) (佐藤)

次に、kula という語は、本来「家畜の群」を意味し、  
転じて、集団せるもの一般を意味する。そして、「kula  
(家系)の子孫 (kruma) に生れた」(I. A, XIV,  
p. 51, l. 28.) のように、  
kruma 「行くこと。進路。子孫」と複合して用ゐられてゐ  
る例からも知れるように、上下に連続した一連の血族、即  
ち「家系」を意味する。又「再生族の、高き (prāṇin)  
kula (家柄)」(E. I, III,  
p. 31, l. 2.) という用例が示すように、「高貴  
な家柄」を意味する。グプタ時代の諸王朝は、vanśa (家  
系)・anyaya (家系) とともに kula を用ゐて自己の家系  
を表してゐる。Gupta-kula, Chalukya-kula などがそれ  
であつて、所謂「氏」(cognomen) に相等し、「某家」と  
いうと同じである。かかる族名としての kula が生れるの  
は、例えばその家系の始祖が何かの官職につき、その家系  
のものがこれを世襲した場合などに、子孫がその官職名を  
以て自己の族名としての kula とすることがある。例えば、  
グプタ時代の Pratihara 王朝にあつては、

「Rānabhadra の兄弟が、司門 (Pratihara) の義務を果  
したために、この光輝ある家系 (vanśa) は Pratihara

として知られるようになった」(E. I. X<sup>III</sup>, p. 95, 11. 2-8.)

とあるように、この婆羅門の家系に司門（王の顧問官）の官職に就くものが現われ、爾後その一族がこの職名を以て自己の家系を表す族名（kula）としたことが知られる。vamsa が kula と相通じて用ゝられることは、Chalukya-kula (E. I, V, p. 29, 1. 6.) が Chalukyavamsa (E. I, V, p. 35, 1. 5.) と書かれ、Yadu-kula (E. I, X<sup>III</sup>, p. 201, 1. 13.) が Yaduvamsa (Ibid. 1. 28.) と記されてゐる例の示すところである。又 Rāshtrakūta 王朝にあつては

「かの家系 (Mūlkhed 家) に—(中略)—Rāshtrakūta という息子が生れ、〔彼によつて〕Rāshtrakūta 家 (vamsa) が有名にされた」(E. I, V, p. 193, 11. 11-12.)

とあつて、この刹帝利の家系に Rāshtrakūta という人物が現われ、武力によつて勢力を駆け、彼によつてこの家系は Rāshtrakūta 家 (kula) (E. I, V, p. 216.) と呼ばれるようになったとされてゐる。

Rāshtrakūta とは「郡 (rashtra) の長 (kūta)」という意味でグプタ以後の文書に頻見するものである。従つて右

の記載は、この家系に郡長の職に就くものが現われ、爾後その一族がこの職名を以てその族名としたことを示してゐる。しからば、kula の包含する族範圍はどうであらうか。

法典類には、sakulya 「kula に属するもの」という語が見える。例えば Mn. (K, 187) に

「〔故人の〕sapinda 〔親族〕に最も近いものに、常に彼の財産は帰属すべきである。これに次ぎて sakulya 〔親族〕が〔相続者〕たるべきである」

とある。sapinda とは「祭奠 (pinda) をもつもの」という意味で、現存の家長を中心として上下各三代、即ち父、祖父、曾祖父の直系尊属三代と、子、孫、曾孫の直系卑属三代を含む、七世代の男系親族を意味し、現家長は曾祖父に至る上三代に対し、祖祭のとき、米飯を球状にした祭菓を供え、故人となれば、曾孫に至る下三代より祭菓を供えられる。このように、祖祭に於る祭奠 (pinda) によつて結ばれた血族を sapinda 親族という (Mn. V, 60. 参照)。

これに対し、更に遡る三代、即ち曾祖父の曾祖父を上限とし、曾孫の曾孫を下限とする上下各六世代を含む男系親

族を、*sunnodaka* 親族と称し、家長は祖祭のとき、上六世代に対して水 (*udaka*) を供える故に、「*sunnodaka* (水をもよもの)」の名がある。さして、*Kullika* の *Manusmriti* によれば、右の *Manu* 法典の本文に対する註釈のところに、

「息子が存しないときには、故人の妻、娘、両親、兄弟、兄弟の子などが順次に相続し」それが存しないときには、他の近き *sapinda* が死者の財産を正に得べきである。即ち、「本人なることが」識認せられる父方の祖父の系統に於て、次いで父方の曾祖父の系統が、というように押し進められ、*sapinda* の系統が存しないときは、*sunnodaka* が——(中略)——得べきである。」(*Kullika Manusmriti*, ed. by E. Upadhyayina, Kalkata 1874, Skt. Text, p. 481.)

とあつて、本文の *sakulya* を *sunnodaka* 即ち現家長を中心にして上下各六世代を含む親族」と解している。この族範囲は、既に *Baden-Powell* が指摘してゐるように、氏族の分解過程に見られる「支族」(*minor clan*) と呼ばれるものであつて、曾祖父に至る三世代の男系親族を含む

小家族を、「狭血族」即ち「家族」(*Family*) と呼ぶに對し、「広血族」(*widerkindred*) と呼ばれる。(den-Powell, *Indian Village Community*, London 1891, pp. 233-37. 参照。)

支族はその族的結合の紐帯として支族神 (*kula-deva*) をもつていたのであつて、土地讓与文書の冒頭に、例えば、

「吉祥なる *Brahma* 家 (*varsha*) に繁栄をさづけしめられ、支族神 (*kula-deva*) としての神性が常に *Narāyana* 神の享受するところであれかし」(E. I, XXIV, p. 18, ll. 2-3.)

のように記し、その讓与が支族神の認証を得る形式をとつてゐる文書がいくつか存する。またグプタ時代(七世紀初)の *Milva* 於て、十四人の *Dadhya* 宗派の婆羅門の共同体 (*goshthika*) によつて、かれらの支族神である *Dadhivati* 神に金銭の寄進がなされたことを記した文書が存してゐる (E. I, X, pp. 303-4.)。そして、その後裔は現今でも *Dihimā* 宗派の婆羅門として存続し、この支族神 (*kula-deva*) を祀つた寺院を中心とし、夫々の支族 (*kumpā*) の名称に従つて名づけられた約十個の村落に居住してゐる

(Ibid. p. 301-2.) 即ち、同族村落の一例といえよう。

Mayanata (K, 61.) に

「一人の村の長が、隸僕 (Dhritya)、親族 (Purichrakka) と共に在る〔村〕が——(中略)—— Kutika といふべきである。」

「Kutika とは、一人の家長 (Kutumbin) を伴えるものなるべし」(E. I, XV. p. 55, n. 1. 所引)

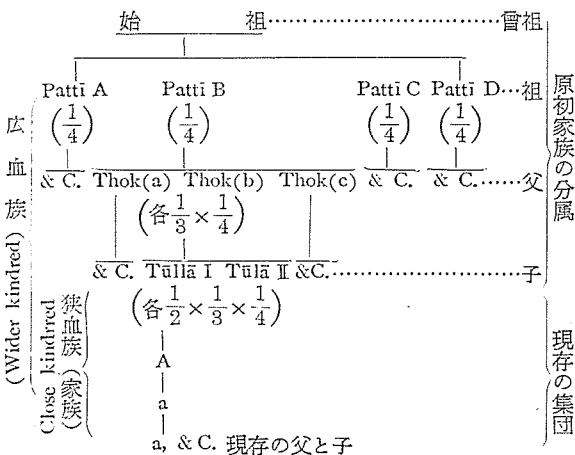
とあり、同族村落の最も単純な定型として、家長を中心とした同一血族としての親族、及びこれに附属せる擬制家族員としての隸僕が居住せる Kutika と呼ばれる小村を挙げている。これらの小村は、世代を経ると共に、世代ごとにいくつかの「家族」が分岐し、夫々の家族を中心として土地を占有して行く。例えば、Mayanata (K, II, 8-16.) は、村をその周囲の長さによつて五種に分類しているが、これらの村は、通常さうに、

「同一血族が居住せる地区」(Kutumba-dhimi)

に分れ、その大いさは、村全体の二十分の一に當る、と記して居る (B. I, Dutt, Town Planning in Ancient India, 1925. Calcutta, pp. 200-1. 所引) 即ち、一

つの同族村落はさらにその内部に、「同一血族」(Kutumba) 即ち「家族」によつて居住せられた約二十の小さな地区を含んで在るわけである。

この間の事情は、Baden-Powell の綿密な現地調査に基づく現代北印度の同族村落の実例にあてはめてみると理解し





易い。族集団とその占有地との關係を圖式で示すと右のようになる。

即ち、始祖より三世代にわたつて、Pati, Tho, Tilaなどの血族集団を大なるものより漸次小なるものへと分岐するが、四世代目のTila以後はその分裂を中止し、夫々「狭血族」(Close kindred)即ち「家族」として存続し、不分割の占有地の内に各成員が持分をもつにすぎず、もしこれらの内の一つが新しい土地に移り、これを開拓して占有したときのみ、別に新たな血縁集団の始祖となり、その子たちが又Pati血族集団を分岐するのであつて、これらの大小の各血族集団は、お互に同一血族としての共同体の意識によつて結合されてゐる(B. H. Baden-Powell)。Mayanataの記載にみえる約二十の「同一血族の居住せる地区」(kutumba-bhumi)は、右の表にみえるTila以下の「狭血族」即ち「家族」の占有地に相当し、これらの「家族」が属する「家族共同体」、即ち、約六世代の親族を含む「支族」(kula)は、右の表の「広血族」(Wild kindred)に該当する。

グプタ朝(西紀四—八世紀) 印度社会の一考察(下) (佐藤)

グプタ時代に於て、族的結合の主体を成すものとして文書に見えるのは、これらの「支族」であつて、その血族集団に属する各家族の成員の土地が譲与、売買、抵当などされる場合には、村老、村長などの村の官吏と共に、「支族の長」が立会し、その所有権の転移に関する責任者となつてゐることを記したグプタ文書がいくつか存してゐる。

例えば、六世紀中葉より七世紀にかけて、Panjab 東部に君臨した Vishnuvarman が、寺院の要求に応じ、これまでその寺院の所有に帰してゐた数ヶ所の土地を、侵害の危険より守るために再確認した文書に、命令を受ける關係者を次のように到挙してゐる。

「享受地徴税官 (bhogika)、持分地徴税官 (bhagika)、  
kurtika 未詳。人頭税、支族の成員の長 (kulacharika-  
pradhana) などの「家長たも (kutumbins)」 (E. I, X III, p. 119, 1. 8.)  
即ち、各種の徴税官の外に、

「支族の成員の長」(kulacharika-pradhana) が挙げられてゐる。

次に、七世紀末に、西 Chalukya 朝の Pulakesin II の弟

Buddhavarasa が、Dyadaśa-grāmi (十二村落集団) とする村落集団に属する土地を婆羅門に譲与した文書に、その譲与に関する命令を受けた関係者を次のように列記している。

「群長 (vishvayapati) 村長 (grāmakūṭya) 支族の長老 (kula-mahattara) 官吏たち (adhikṛīṇas) (E. I, XV, p. 105, 1. 18.)」

そして、その譲与された土地の面積を実地に測定し、譲与に関する直接責任者となつたのは、土地文書を掌る中央の官吏たる pradhāna の外に、次のものが列挙されている。

「十二〔村落集団〕の、享受地徴税官たち (bhogikās) 数人の支族の長老 (neka-kula-pradhānās) Matrīdina 村長 (grāmakūṭya) (ibid. p. 105, 1. 28-4.)」

即ち、郡長、村長、徴税官などの他に、

「支族の長老 (kula-mahattara) 数人の支族の長老たち (neka-kula-pradhānās)

が立会してゐる。

又、五世紀末、Buddhagupta の始世に、Bengal の Puṇḍ-

ravarthana 州を治めてゐた Mahārāja Brahmadatta が、未耕地を購入したという婆羅門の申請を認可した文書に、その申請を受けた村の集会の官吏その他を次のように列記してゐる。

「村長 (mahattara) を始めとする、八人の支族 (の長老たち) (ashta-kula) 官吏 (とつとつ) の村長 (grāmikā) (など) 家長たち (kutumbīnas) (E. I, XV, p. 136, 11. 2-3.)」

即ち、村老、村長などの外に、

「八人の支族 (の長老たち) (ashta-kula) が挙げられている。この語は、前掲の二つの文書にみえる、

「支族の長老 (kula-mahattara) 支族の長 (kula-pradhāna) 支族の成員の長 (kula-chārika-pradhāna)

などの諸例より帰納し、「支族 (kula) の次にあるべき」 「長老 (mahattara) 又は「長 (pradhāna) などの語が省略された形であるとして誤りならうであらう。

そして、売却を認可された地所を実地に点検してその面積を測定し、その境界を定めたのは、次の人々である。

「村老 (mahattra) を始めとする、〔八人の支族の長など〕の「官吏の家長たち (adhikarana-kufumbhas)」

これらの「支族の長」又は「支族の古老」は、右の文書に、

「支族の成員の長などの家長たち (kufumbhas)」

「八人の支族〔の長たち〕……などの家長たち (kufumbhas)」

とあるように、「家長」即ち、村内に「家族地」(kufumbha-kshetra) = 「持分地」(pratyaya-kshetra) をもち、村の集會に出席する資格をもつた村の成員であり、また、

「村老を始めとする、八人の支族〔の長たち〕、官吏 (adhikarini) 〔として〕の村長、〔などの〕「家長たち」

「村長、支族の長老などの、官吏たち (adhikarins)」とあるように、村の五人集會 (Panch-kula) の構成員たる

「村老」や、徴税など政府関係の村の行政を行う「村長」などと同じく、半官半民の「官吏としての家長たち (adhikarana-kufumbhas) (E. I., X. Y. p. 135, l. 10.)」や普通の家

長たち (prakriti-kufumbhas) (Ibid. p. 135, l. 3.) の内から選ばれた村の有力者である。

これらの「支族の長」が、村の土地の売却その他に當つて立會し、その責任者となつてゐる理由をよりよく理解するためには、支族とその内に含まれた「家族」との關係を再研討せねばならない。そのためには先づ、「支族」とは同義に使用せられてゐる「親族」と「家族」との關係について考えねばならぬ。

「家族」(kufumba) の内部にあつて、その家族の成員は、「与えられた家畜、食物、家屋、土地の所有は、持分を受けた (vidhaktu) 人たちによつて、個々に審査せらるべきである。」(Nar. X III, 38.) Naradasmiti, ed by J. Jolly (Bibliotheca Indica. New Series, No. 542, 566, 595) をテキストとした。グプタ時代 (A. D. V 頃) 編纂の Mn. の註訳書 (Jolly, Recht u. Sitte, S. 15.) とあるように、「持分」を与えられてはゐるが、同時に他方ではまた、

「もし負債者が死んで、〔借財が〕家族 (kufumba) のために消費せられたときには、たとへ持分に分割せられても (pravibhaktai-qi) 親族たちによつて、かれら自身の財産から支払われねばならぬ。」(Mn. VII, 166.) とあるように、たとへ分割せられていても、家族全体のた

めには、必要に応じて贖出の義務があり、また、

「自己の持分 (Dhāra) などは、正に譲与また売買せられることがつきる」(Nar. X Ⅲ, 43.) とあつて、持分の処分は家族員の自由なるべきであるが、同時にまた、

「切離された (chhina) 家屋・土地の享受について疑いが生じたときには、上述の享受を得たもの (＝持分を得た家族員)、又は証人〔たる親族〕によつて、取戻さるべきである (samuhare) 』(Nar. X Ⅲ, 48.)

とあるように、同族員以外のものに売却・譲与・抵当などによつて「切離された」家屋や土地も、家族員によつて必要に応じていつでも回収せらるべきであつた。即ち、所謂「共同財産 samanyūtha」(Var. Ⅱ, 120.) としての性格が強く存する点を認めねばならぬ。グプタ文書に、

「[Sanagritipatiāna の町の集会の決議として] 息子のない人の財産は、国家に帰することはなし (＝親族に相続させる)。共同財産 (umbarā) の分配 (Dheda) に基づく」登録の手数を支払ふ必要はなし。」(E. I, XXV, p. 287, 1183-34.) とあつて、未分割の「共同財産」を同族員に分割したこと

を公認されるためには登録するを要したことを記しており、家族員に持分として分配せられている「共同財産」の存在をほのめかしている。

ここで注意すべきは、右のように、これら家族の負債が支払われるときには、

「親族 (Bādhava) たちによつて、かれら自身の〔持分に分割された〕財産から支払われねばならぬ」(Mn. V Ⅱ, 166.)

とあり、また持分を受けた同族員が、それに関する「証書」(Jokya) を受けるときには、

「親族 (Pitṛ) たちによつて、持分が文書に記されたことによつて〔持分に預ることが法の上で認証される〕」(Nar. X Ⅲ, 40.)

「かれらが〔真の持分を受けたもの〕であることを、親族 (Jati) が述べらるべきであつて、他人の証人の手がこれを処理すべきでない。」(Dayahga, X IV, 1.) (Nar. X Ⅲ, 36.) (脚註所引。) とあることによつて知られるように、土地・家屋・金銭のような家族財産の所有権に転移のあるときには、Bādhava

va (親族) 又は jñati (親族) が立会して証人となり、又は支払の責任者となつてゐることである。

これらの親族が、単に法典上の規定のみでなく、実際に同族財産に対して相続権をもつていたことは、グプタ文書に、「蓄積した」財産を以て、親族 (bandhu) を喜ばせた。」

(I. A., XIV. )  
(p. 53, l. 72.)

とあり、また、

「相続者のなりときには」正にこれらの学識ある、年長

の、親族 (sam-bandhin) たちが、かれらの同意によつて、

「相続者に」挿入せらるべきである。」(E. I., XI. )  
(p. 192-193, l. 20.)

とあり、Kalachurya 朝の文書に、

「男系の親族 (jñati) —— (中略) —— は、奴隸・家畜……な

このすべての財産を所有すべきである。」(E. I., V. )  
(p. 27, ll. 30-32.)

とあるので明かである。

bandhava 親族と jñati 親族とが、ほぼ同じ内容をもつ族

称であることは、例えば Yajñ. (II, 264) に、

「商人団の一員が他の土地へ行つて死んだときには、か

れの相続者 (dayāda) 親族 (bandhava) たち、又は、

グプタ朝 (西紀四—八世紀) 印度社会の一考察 (下) (佐藤)

親族 (jñati) たちが、かれの遺された (商人団の一員として) 「分前を得る」

とあるように併記されてゐることによつて知られる。

十二世紀後半に、Kalachurya 王朝の Saṅkama が人民に

与えた勅令の中に、

「若し、なにびとかが息子を持たずに死んだときには、

彼の妻、娘、持分を受けた両親、兄弟たち、及びかれら

の息子、—— (中略) —— 生存せる、jñati gotra (gotra

「に属する」親族)、親族は、奴隸、家畜、動産、穀物、

家屋、土地などの、すべての財産を所有すべきである。」(E. I., V. )  
(p. 27, ll. 30-33.)

とある。ここに規定された相続順位は、法典類に記載され

たそれに正確に一致する。即ち、Yajñ. (II, 135) によ

れば、その順位は、

「妻、娘、両親、及び兄弟たち、その息子、gotraja (男

系親族)、親族 (bandhu) 」

となつてゐる。即ち、前者の「jñati gotra」が、後者では

「gotraja」にさしつゝ。

gotraja は「gotra (家系) に生れたもの」という原義で、「男系親族」を意味することは前述した。従つて、これに相当する jāti gotra は「gotra (家系) に属する jāti (親族)」という意味となり、「jāti」は「gotraja」と同じく、「男系親族」を表すこととなる。

また bandhu 又はこれと類似の内容をもつ bāndhava というのは、法典類に、

「息子がなく、更に」娘も存しなるときには、 sakulya (男系親族) たち、 bāndhava たちが、「家系を相続する」] (Nār. XIII, 51.)

「妻、娘、兄弟、その息子、 gotraja (男系親族) ʼ bandhu (の順で相続する) (Yājñ. II, 135.)

「故人の」妻が「夫の忌祭に供饗して遺産の持分に預るのを」妨げ、 sapinda (男系親族) たち、 bāndhava たちは、 (罰せられる) (Yajñ. Manuśāhita) Kullika, Manusāhita IX, 187. 所引。

ともひて sapinda sakulya gotraja を下に次ぐその相続順位が記されている。 sapinda 以下の三つは、その表示族範囲に広狭の差はあるが、何れも「男系親族」を意味

する。従つて、これら三つの次に記され、又 gotraja と同じく「男系親族」を意味する「jāti」と併称せられてゐる「bandhu」は女系親族と解すべきであらう。

Aparārka の Yājñ. (I, 108) の註釈に、

「bāndhava は、母の親戚 (mātri-pakṣhya) である。」

(Hindu Law and Custom, by J. Jolly. tr. by B. Ghosh, Calcutta 1926, p. 136, n. 3. 所引)

とある。 Mitākshara の Yājñ. (II, 136.) の註釈では、

「父の姉妹の子、母の姉妹の子、母の兄弟の子、祖父の姉妹の子、祖母の姉妹の子、祖父の兄弟の子、母方の祖父の姉妹の子、母方の祖母の兄弟の子」(J. Jolly, a. a. o.)

と九人の bandhu が挙げられていることは、これを傍証する。

かくて、 jāti 親族は、 gotraja と同じく、現家長を中心にして上下各数世代の「男系親族」を意味し、正に狭義の sakulya 「支族」即ち「支族」に含まれた sapindā 親族の族範囲に大体一致し、 bandhu (又は bāndhava) 親族は、大体同じ範囲の「女系親族」を意味したことを知る。そし

て、これらの「親族」は、その「共同財産」としての性格を濃厚にもつ「族産」に対し、相続権、即ち未分割の「持分権」を保有し、この財産に対し「無限責任」を有し、従つてその上級所有権の転移に當つては、直接責任者として証人に立つてゐるのである。しかるときは、この「親族」とはほぼ同じ内容をもつ「支族」にあつても、同一の事情にあつたとみるべきである。即ち、グプタ時代の土地の譲与売却の場合に、「支族の長」が証人として立会してゐる意味がよりよく理解できるのであつて、無限責任をもつたこれら族産に対し、所要に応じてこれを回収すべく、また上級所有者に対する納税の分担その他に任じたものと思われらる。

さらに、これらの「支族」に属する各「家族」は、村に「持分地」をもつが、それらの「持分地」は、村内に散在したいくつかの「条地集団」に分属した「持分条地」より成つており、且つ、五人の農民が一組となり、それらの「条地集団」の中に、夫々同数の「条地」をもつていたことを推定した(本稿(中)史林三五ノ二。六三—六四頁参照)。そして、その耕作は、

グプタ朝(西紀四—八世紀) 印度社会の一考察(下) (佐藤)

「牛六頭に牽かれる犁」一対によつて行われたようである(同上六六頁参照)。しかるときは、五人の農民が一組となり、各戸より耕牛を二—三頭づつ出し合つて協同耕作したものと考へるのが自然である。Rāshtrakūta 朝の文書には、

「[Teridāla の西の部分に於て、72 mattar の土地と 1 mattar の園地を譲与した] 十二人の長 (gavundū) と六十人の農民 (okkal) okkal 「親族」の意° (Tamil Lexicon, 1924 Madras, Vol. I, p. 588.) は、穀物の束から坊を与えた」(T. A., XIV.)

とあつて、六十人の農民について、五人ごとに一人の長が立つてゐることも、この間の事情を傍証するものと解される。

そして、同じ王朝の文書に、

「搾油人……を始めとする、五十人の農民 (okkal) は、吉祥なる Bhogesvara 神に、1 sountige の燈油を寄進した。」(T. A., XII.) (p. 226, II. 14, 17.)

とあるのを考え合せて、大約五十—六十戸程度の村落が普通でなかつたかと思われる。グプタ時代に、同じ地域を領有した西 Chalukya 朝の Pulakesin I. その他の諸王の文

書に、村の50〜53の条地集団を単位とし、婆羅門の持分として譲与していることもこの推測を助ける。(I. A. III, p. 250; Heid. VI, p. 77.)  
しかるときは、五十〜六十戸の村落に於て、五〜六戸が一組となり、耕牛を出し合つて、条地集団を協同耕作したものとすれば、大体一村につき、十人の「長」が存したことになる。もし、これを同族村と仮定せば、これらの「長」は、大約三世代の「家族」を含む族集団、即ち sapinda 親族の長を意味することになり、狭義の「支族の長」に該当し、前掲のグプタ文書に、

「八人 (ashta) の支族の長」

「数人 (neka) na-dā-ī-ṅ (dā) になら (na) 即ち「多くなら」の支族の長」  
の意なるも、こゝでは十人前後を意味する

とあつて、大約十人前後の「支族の長」が立会していることと符合する。

もしこの仮定が許されるならば、農業統制の上からも、「支族」に属する「家族」の土地は、一層「共同財産」としての性格が強くなり、族的制約も大きかつたわけである。このように、数世代にわたる血族集団が、共同財産として

の土地その他の持分権を通して、また同一血族としての共同体の意識をもつて、相互に結ばれたものこそ、所謂「家族共同体」(sambhāha) (Nir. X III, 24, 44) と呼ばれるに相応しいものである。

## 結 語

以上グプタ時代の社会を、農村の村落共同体を中心に考察したのであるが、この時代が印度社会を考ふる上に於てもつ重要な意味は、その基盤を成す村落共同体の血縁的な要素が漸次失われつつも、尚お可成り強固に保持されている点であろう。崩れつつも、境界地の共有地バドドラカと村内の持分地プラトが保持され、農民と隷属民の土地占有形態が弁別せられている点、血族的な族集団である「支族」が、所属の家族を統轄する機能を保持していると見做される点、などがこれである。そして君主権は、これら共同体の自治的な組織を利用して、その成員中の有力者を、クラミカ 村長・マハダラ 村老・クララド 支族長・ヘナ 徴税官などの半官半民の官 吏アドラヒカリカに任命し、かれらを通じて徴税その他を行つたことが知られる。即ち、君主の



農民に対する支配は、これらの共同体を通して間接に行われたといふ得るのであつて、従つてその中間に、グプタ時代の *Samata*、ラーグプート時代の *Grasya thakura* のよ

うな在地の地主貴族が生長する契機が存した。このように中間搾取が行われる主要な原因の一つとして、課税の標準が土地に在るのでなく、生産物の収穫高に置かれていた点が挙げられる。即ち、毎年の収穫高の多寡に依り、その一定率が徴せられたのであつて、土地そのものに対する一定不変の税額が徴せられたのではない。従つて、村落共同体よりの申告に基き、共同体の出身の吏員によつて徴収されるからである。しかるに、ムガル帝国が成立し、中央集権が強化されると、この中間搾取を排除し、国家財政の確立を企図する。即ち、全国の土地測量を完成し、標準面積とそれよりの収穫高の標準を定め、次に土地の肥瘠と作物の種類によつて可耕地を四等級に分ち、この兩者よりして、課税される土地の標準収穫高を定め、その $\frac{1}{2}$ を地租として徴した。この徴税方法は、ペルシアに於けるイスラーム支配の前例に倣つたものであるが、それは更にサーサーン朝

ペルシアの税制改革に淵源している。この間の事情は、アケバル大帝のとき編纂された行政法典たる *Ain-i Akbari* に記載されている。<sup>①</sup>

さらに、イスラーム時代に編纂された史書及び地理書によつて、サーサーン朝の *Kosrau I* のとき完成された税制改革の内容がかなり明瞭になる。即ち、この改革以前は、所謂「産額比率制度」(*Harab-muqsimat*)であつて、収穫物そのものが課税の対象とされ、灌漑及び耕地の状況に依りて、収穫高の $\frac{1}{2}$ が徴せられていた。しかし、毎年の査定は煩瑣であるのみならず、中間の誅求と詐欺が公然と行われるため、年によつて、徴収額に著しい差違があり、国家財政上に支障をきたすものであつた。Kawadh 王のとき全国の土地測量が企てられ、その子 *Kosrau I* のとき完成した。そこで王は、60 *guz* 平方の地積を単位面積 (*guzab*) として、その生産物の量を 3 *dirham* の価値を $\frac{1}{2}$ 、*1 qabiz* と定め、可耕地は栽培作物の種類に従つて、単位面積につき一定額を徴し、また棗椰子・果樹などは、一本につき定額が課せられた(農民の負担として重要であつた人頭税・雑賦については一切捨象す。以下同じ。)

このように単位面積につき一定の税額が課せられる課税制度を「土地比率制度」(Hunting-Warfield) と云う。これは土地そのものに課せられる税であつて、収穫物を対象とするものではない。従つて、その土地が耕作せられていても、休閑地であつても、その税額は一定不変であつて、毎年収穫の多寡によつて更新せられない点が、これまでの「産額比率制度」と対照的な相違点である。コスロー一世は、この制度に反対した貴族の一人を死刑に処している。この税制は、初期カリフ時代の、Omar によつて、多少の変更を加えて踏襲せられ、爾後ペルシアに於るイスラーム歴朝の範となつている。④そして、イスラーム教徒の印度侵入とともに、この税制が移入せられ、ムガル朝に於て全般的な実施をみたのである。即ち、ムガル時代には、「常耕地」(Poolej)、<sup>⑤</sup>「臨時休閑地」(Prowty) などの四等級に分けられ、これに応じて税額が異なるが、課税に當つては、過去十年間に実際に徴収した額の総計が計算され、その十分の一を毎年の支払額と定め、五年間の期限がくると、この取りきめは永久のものとなつた。

かくのごとく、イスラーム支配の以前にあつては、ペルシアに於ても（<sup>⑥</sup>施を見たのはイスラーム支配の時代である）インドに於ても、生産物に課税の対象が置かれ、従つてその徴税組織は何れも村落共同体を通じて行われた点は両者とも同一であつた。

即ち、サーサーン朝ペルシアにあつては、村 (dai) の徴税は下級地主貴族である「村老」(dehkan) を通じて行われた。Mas'udi が dehkan に五種の階級があることを記しているように、かれらの内にも種々の性格のものがあつたが、dehkan の家に世襲的に属する現物小作の土地はあまり多くなく、時には dehqan が自身で耕作している。即ち、身分的に一般の農民と異なるところなく、農民の前には政府の代理人にすぎなかつた。かれらの主要な業務は村の徴税であつて、中央よりの過度の搾取が農民を破滅せしめないように配慮し、同時に定額の徴税を完遂した。この徴税機構は極めて実情に則したもので、Abbas 朝の盛時にあつても、dehkan を通じてサーサーン朝諸王が徴収し得た程の銀をイーラーンに於て徴し得なかつたといわれて

らる。①そして、十世紀の Ibn Haurgal の地理書によると、サーサーン朝のコバード王が、右の税制改革を企てるに至つた契機として、村の「共同体成員」(ʿarīk)の中に、「不在にして年富なる」(ʿarīb karīm)ものが生じ、詐欺によつて納税を避け、その税額が爾余の貧困な共同体成員の土地に、「持分の義務によつて」(bi-haqqi ʿi-qismati) 負わされるため、増々その生計を苦しくすることを述べている。④また Masʿūdī の書によると、ペルシア王 Bahram が、村の土地を所有者及び耕作者から取上げて、下級の臣下へ頒ち与え、租税を免除したため、不公平な地租 (barāg) が残余の「所有者」(arḥab) 及び「耕作者」(ʿammār) の上に負わされたため、かれらは貧困となつて土地を放棄し、「勢力を得たもの」(mī-taʿazz) のもとに避難し、土地が荒廃したことを述べている。⑤即ち、村落共同体を通して徴税が行われ、成員間に富の差違が生ずると共に、dehqān のような地主貴族が、農民と政府の中間に生長していたことを知らしめる。この点ほぼ同時代のグプタ朝治下の印度の村落共同体と極めて類似している。そして、いずれにあ

つても、イスラーム教徒がこれを征服すると、この村落共同体を再編成し、所謂「Dēhān-i ʿarīg」と呼ばれる、完備した徴税組織を完成し、イスラーム支配を支える基盤としたのである。

そして、Masʿūdī の地理書によると、イスラーム時代のペルシアにあつては、各地の領主は、農民と契約を結び、賦課租が土地そのものに課せられるところの「収益小作制」(muqāʿat) によつて、一定量の収穫物の割前を徴収しているが、他方では領主の直轄地としての、「国庫に属するようになった村」(qura sārāt li-ḥaqqi ʿi-mālik) があつて、これらの村に対しては、種子を与えるという条件で、産額比率制ムカトシヤットが行われ、農民に過重の負担が課せられたことが記されている。⑥即ち、収益小作制ムカトシヤットの場合は、その税額が一定しているから、土地の生産力が増大しても税額には変化なく、余剰生産物は農民の手中に残るが、産額比率制の場合には、生産力が増大して収益が二倍になれば、二倍の賦課租その他が要求せられる上に、種子を領主から支給せられ、その反対給付として、収益の一部が差引かれる外に、

雑賦の支払いを要求せられ、領主への隷属度はより大きかつたようである。

かくのごとく、中央の権力がさして強大でなく、村落共同体を通して農民を把握していた前イスラーム時代には、元来村の成員であつた半官半民の村吏が、実情に則した徴税を行い、農民を過度の搾取から保護したが、サーサーン朝末期よりイスラーム支配の時代には、君主権が直接国家の小作人として農民を把握し、従つてその余剰生産物は最大限に中央に吸収され、農民はその負担に苦しんだことが知られる。そしてこのことは、同じくイスラーム支配のムガル朝治下の印度にも見られるのである。

① Abu-1-Fazl, *Ain-i Akbari*, ed by H. Blochmann (Bibliotheca Indica, New Series, No. 112-387, Calcutta, 1887, Pers. Text, p. 292, l. 22-p. 293, l. 4)

〔イスラーム支配の以前には〕Hindustānの地域に於て、聰明な王は〔生産物の〕 $\frac{1}{2}$ を徴してゐた。Rauṁistān (カヌイントル) 帝國、Turān、Iran に於ては、 $\frac{1}{3}$ 及び $\frac{1}{2}$ 及び $\frac{1}{3}$ を農民たち (bustān) から徴してゐた。その上に、サマツの<sup>1)</sup>人から、頭割り (az sar ādam) 徴せられる人頭税 (harāḡ) が徴せられた。Qandah は〔これを〕非難せざるべきものと結論し、耕作地の面

積の調査を行うという企てをなした。〔しかし〕意圖の完成よりも前に彼は死んだ。Nusirvān は〔測量を〕普く行わせ、標準の *saḥl* を採用し、未完成の残りを完成させた。60 x 60 *saḥl* が *kisān saḥl* であつた。そして、その生産物を 3 dirham の価値をもつた 1 *qadiz* と解し、その $\frac{1}{3}$ を君主権の報酬とした。——(中略)——カリフの職が、Omar に到つたとき、彼は Nusirvān の智慧を模範としたが、古書を調べることによつて知られたにちがいない新しいものを導入した。〕

② Omar の加えた修正については、註②① Tabari の記載、及び Kremer, *Culturgeschichte des Orients* (Engl. tr. *The Orient under the Caliphs*, by S. Khuda Rakh, Calcutta 1920, pp. 70-71) 参照。

③ Talmud  $\nu$  *khariḡ* とする語が「人頭税」の意味で用ゐられてゐる (Nördleke, *Geschichte der Perser u. Araber zur Zeit der Sassaniden*, Leyden 1879, S. 241, N. 1) 及び W. 西アラムでは古くから「地租」と「人頭税」を表す語が相通じて用ゐられ、イスラーム時代に於ては *harāḡ* と *ḡizya* の二つの語は、或は地租を表し、或は人頭税を表し、区別なく用ゐられた。八世紀前半に至り、はじめて用語が一定し、*harāḡ* は「地租」、*ḡizya* は「人頭税」を表すように定められた (A. Christensen, *L'Empire des Sassanides, le peuple, l'état, la cour, Kābenhavn 1907, p. 56*)。しかし、必ずしも然らず、*Ain-i Akbari* その他の印度のペルシア語史料でも相通じて用ゐられてゐる。



於て Anuśṭrān の父 Qubād の時代に至るまでは、産額比率制 (muṅgāmet) であつた。——(中略)——この王は金<sup>ムルマ</sup>を以て取益小作制 (muṅgārat) 〔の下〕に置か、〔その借地料が〕麦打場および妻の堆積場(倉)が満ちたとき支払われる (tuṅga-bhādu) 〔よりなる〕また、彼の王位に引續して在つた。』

すなわち、①の「生産物の半又は半……を徴収した」(S. 960, II. 8-10) が、②は「産額比率制であつた」(S. 217, I. 23.) となつてゐる。「土地比率制」は、③の「取益小作制」の一例の場合である。「産額比率制」と「土地比率制」は、このイヌラーム法に於ける定義によつては、M.Belin, Etude sur le propriété foncière en pays musulmans, et spécialement en Turquie (J. A., XIII, oct-novm, 1861, pp. 415-416.) 参照。即ち Ḍarḡ-i-muṅgāsanāt (産額比率制) の語は「收穫そのもの運(豊凶)に従うところの〔課税〕」

「その土地が何も産しなるときには、何も支払ふ義務はない。しかし、その土地は個々の收穫に対して Ḍarḡ を支払わねばならぬ」

と云ふ Ḍarḡ-i-wazīfāt (土地比率制) の語は「これは〔すべての場合で〕義務的である。それは住居及び土地の享受と分離すべからざるものである。』

「それは一年に一度支払われるべきものである。産額比率制のよりに、同じ年に新しく收穫がなされるに伴つて新しくされるものはなく。それは土地に課せられるべきである。收穫

かきおとすはなく。この地租は一種の muṅgāta (小作料) である。』

② dāhkan の語は「社」即ち Ahp. dalyu (地方、土地、村) mitp. deh より派生した語で、「地主貴族」を意味し、Muṅgīlāt-tawarīḡ の定義に従えば「族長」「土地および村の所有者」の意である。Mas'ūdī (ed. Barbier de Meynard II, p. 240) に於て「dihāqūn は五の階層 (maratib) が数えられた」である。Belāhri (408 paen.) は「aswār (騎士) dihāllār (社長) と併記せられた。ムルマの農耕地の殆んどが、これに属し、国家の中核を成した。イヌラーム史料によつて dāhkan の性格は頗る複雑で、地方総督や領主とは農民出身のものに属してゐる。しかし金銀よりみれば、世襲的にして古く家柄に属する一種の貴族階級を形成し、名望家にして知識階級であり、アラビヤ人の征服に當つては、賦課租を支拂ふ条件とこれと協和した。(Nöldicke a. a. O., SS. 440-41.; Christensen, *ibid* pp. ; Ferdinand Justi, *Iranisches*

Namēnabūh, Marburg, 1895, S. 82, ect.)

③ dāhkan の徴税が実情と則つたこと、マヌーヤ朝の盛時にも勝つたことによつては Nöldicke, a. a. O., SS. 454-55; J. Labourt, Le Christianisme dans l'empire Persé sous la dynastie Sassanide, II me ed. Paris 1904, pp. 3-4, 等参照。

④ Ibn Hawqal, a. a. O., (Bibl. Geogr. Arab., Vol II, p. 217,

1. 22-p. 218, 1. 4.)

「イスラームは、古く時代に於て、そしてイスラーム教の以前に於て、 Amirwān の父 Qubād の時代に至るまでは、産額比率制 (muqāsimat) をあつた。

—(中略)—「Qubād が果樹園に於て、柘榴の実を盗んで老婦に打たれて、少女を發見し、老婦はそのわけを聞かされた。」彼女は言ひだした。不在にして年富なる共同体成員 (sharik gātib karrām) の果樹園が、彼女(老婦)をすての〔人〕の我々の共有の耕地の) 中に属し、〔これら〕一部の不在の共同体成員の詐欺が、現在の共同体成員を見苦しくする(困窮に陥れる)云々。」ここに「年富の共同体成員」とあるのは、他の個所では「富者」(ghani) となつてゐる。「持分の義務をよつて」(Di-haqiqi 'l-qismati) の一句は、p. 218, n. 1 24. 0°

⑤ Abu 'l-Fīsan Ali b. al-Hūsan al-Mas'ūdi, Murūg al-Daḥab wa Ma'ādin al-Qawāhir (Maqondi, Les Prairies d'Or, text trad. par C. Barbier de Meynard et Pavet de Courteille, Paris 1861, Vol. II, p. 172, 111-p. 173, 1. 7.)

「〔Bahman 王は〕土地 (diyān) の所有者 (arḥab) および耕作者 (amānir) から土地をとりあげた。そして、かれらは地租の負担者であつて、富がかれらから徴収せられてゐた。そして、王は従属者や下僕々〔土地を〕渡し、……かれらは、地租を免除せられ、それは王よりかれらに与えられた。そして、不正は地租〔を負担する土地〕の所有者および土地の耕作者の内の残

グンタ朝(西紀四一八世紀) 印度社会の一考察(下) (佐藤)

餘のものゝ落きた(歸した)。そして、かれらの土地は草で覆われた。そして、かれらのあるものは貧乏になつて、村の中の勢力を得たもの (mā tazazz) へ避難して、そこに住んだ。そして、耕作は稀になり、土地は荒れた。」

⑥① Abu Ishāq Ibrāhīm b. Muḥammad al-Fārisi al-Ishāqī, Masālik al-Manālik (Viae Regnorum, Descriptio Ditionis Moslemicae auctore Abu Ishāk al-Fārisi al-Ishāqī—Bibl. Geogr. Arab., ed. M. J. de Goeje Lugd. 1870, Arab Text Vol. I, p. 158, 11. 4-8)

「〔Ishāq の地租 (jarīg) は、播種者 (zarāt) の同意の上で (ala arḍat) 〔生産物の〕<sup>10</sup> 及び及び及びその他〔の比率〕で分配される。そして、その他の部分は、国库に属するようになつた。〔qura sārāt li-haḥit 'l-mālī〕に課せられる産額比率制 (muqāsimat) をあつて、そこに住む人が、分け前で播種する土地が与えられた (yuzari'n)。」

—(中略)—そして、ムスリマンに於て、<sup>11</sup> 産額比率制又は収益小作制 (muqāyat) に於て徴収せられる。そして、この制度下にある農民 (akarat) の上へ dirham 銀貨を徴せられる過重な税金が課せられる。」

② 右の Ishāqī の記載中の「yuzari'n」は「zarīa」の男性三人称単数の未完了形であつて「zarīa」は「zarā'a」(播種した) の第三形派生動詞であり、「お互に播種し合つた」という原義をもち、転じて「分け前の播種する土地が与えられた」(Do-

inner à qu un champ à semer en participation) (J. B. Belot, *Vocabulaire Arabe-Français*, II me ed. Beyrouth 1920, p. 289) 即ち「種子を与えられる代りに、収穫のときその分だけ差引かれて、残りを地主と小作人が分け前をとる土地が与えられた」という意味になる。

P. Schwarz, *Iran im Mittelalter nach den Arabischen Geographen*, Leipzig 1912, B. III, SS. 207-8. 参照。これは、Waring (A Tour to Seeraz, London 1807, p. 85) を引いて次のように述べらる。

「王領地の所有者は、種子のためになされる差引の外に、小作料として、収穫の半分を支払うように定められている云々」(S. 208, N. 3)

また Abbot Keith (J. R. G. S. 27, 176) に拠りて、

「十九世紀においては、これら農民の所有地に対しては、むづかに収穫の殆がこのまゝにすまなう。」(ibid) と記してゐる。

⑦ 例えは、サーサーン朝時代には、Kimānからは六百万 dirham が徴税せられていたが (Mugaddasi の記載による)、イسلام時代には、七百万五十万 dirham となり、さらに後には千六百五十万 dirham と記され (Ibn Hawqal) 、“このためこの地方の担税力は過重となつて衰微をきたした。” (Schwarz, a. a. O., SS. 286-87. 参照。)

〔昭和廿五年六月稿了〕  
〔昭和廿八年六月補稿〕

〔附記〕 本稿は昭和廿五年十二月に「中世印度の農民 kutumbin について」と題し、京都大学東洋史談話会例会で発表した草稿に筆を加えたものである。その後ムガール朝の研究に手を染めるに及んで、西アジア史の基礎知識の必要なるを痛感し、一時印度史の研究を中止し、昭和廿五年度「ササン朝・ヘルシア社会の研究」、同廿七年度「アッバース朝時代・ヘルシア農民の研究」なる研究題目の下に、文部省科学研究助成補助金の交付をうけ、主としてイسلام史料によつて基礎研究を行つた。これについては別に、一文を草する豫定であるが、両社会の密接な関聯のある点より、その結論を要約して本稿の末尾に附した次第である。この一篇を恩師京都大学教授那波利貞博士に捧げる。

執筆者紹介

- 宮崎 市定 京都大学教授
- 藤岡謙二郎 京都大学教授
- 佐藤圭四郎 京都大学助手
- L・ブラウン 香川大学教授
- 金 関 恕 京都大学大学院特別研究生
- 小野山 節 京都大学学生
- 赤松 俊 秀 京都大学助教授
- 国本 哲 男 京都大学大学院学生



density, transportation facilities, manufacturing district and those areas for commercial agriculture.

By this analysis we can say that the city region of 1889 is the core of Kyoto around which the later developments clustered but at the same time we can clearly witness that the center of the city moved west-southward. The present outline of the urban area often coincides with the isochronomen and ends with the outskirts of the city region from 1918 to 1931. Kyoto is of course a *Millionenstadt* with flavor of the ancient capital, but at the same time a satellite city of Osaka, what is called *Riesenstadt*. So the study of the formation of Kyoto will be of some service to the understanding of the local cities of old origins.

### Social Structure under the Gupta Dynasty (3)

by

K. Sato

Under the Gupta dynasty of ancient India the kinsfolk was classified not by the criteria of clan (*gotra*); but by that of the minor clan called *kula*. The control of the kinsmen by the clan system curtailed before the growing ascendancy of the *kula* and left its slightest trace upon the adoption of the first name, the last remnant of the old days. These minor clans came into being in the process of the disintegration of the clan system and comprised six generations of kinsmen under a patriarch. The properties of the families (*kutumba*) involved in the *kula* belonged to the community as a whole and the patriarch swayed uncontrollable power over lands and tenements. Each five of the families made a team work, had an ox together with spades. This seems to have contributed to the control of agriculture and through this system the government imposed taxes on the members of the team. These taxes, however, were not the certain amount imposed upon the certain amount of land but fluctuated according to the crops of the year. In this respect this method of taxation resembled that of the contemporary Sassanides. But in the Sassanides they then inaugurated a taxation reform and proclaimed a land tax, certain in its amount according to the extent of land and this method was succeeded by the Islamites and with their invasion into India it came to prevail there under the Mughals.